

○公益財団法人木村記念循環器財団役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人木村記念循環器財団（以下「この財団」という。）定款第15条、第31条及び第42条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（食事料金、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は年額とし、別表第1に定める金額の範囲内で評議員会において決定し支給することができる。
- 3 評議員の報酬は年額とし、定款第15条に定める金額の範囲内で別表第2に基づき支給することができる。
- 4 顧問は無報酬とする。
- 5 役員等には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の依頼により、指定する金融機関口座に振り込むことが出来る。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の種類及び金額)

第5条 役員等が職務のため旅行（出張）をしたときは、費用弁償としてこの財団の旅費規程に基づき、旅費（交通費、食事料金、宿泊料）を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等が評議員会及び理事会その他財団主催の会議に出席したときは、費用弁償として役員等の自宅から財団事務局までの距離に応じた実費相当額の交通費（別表第3）を支給する。

(費用の支給方法)

第6条 費用は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の依頼により、指定する金融機関口座に振り込むことが出来る。

- 2 前条第2項の交通費は、役員等が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第160条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

別表第1. 役員報酬年額

年間総額（合計）	1,000,000円以内
----------	--------------

別表第2. 評議員報酬年額

年間総額（合計）	1,000,000円以内
----------	--------------

別表第3. 交通費

区 分	交通費
久留米市内在住	2,000
久留米市外～100km未満	3,000
100km以上	旅費規程に準じる